

令和2年松前町条例第28号

松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年11月30日

松前町長 岡本 靖

松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(松前町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 松前町職員の給与に関する条例(昭和43年松前町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 省略	(期末手当) 第19条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは、「 <u>100分の72.5</u> 」とする。 4～6 省略

第2条 松前町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 省略	(期末手当) 第19条 省略

<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 省略</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 省略</p>
--	--

(松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 松前町特別職の職員の給与に関する条例（昭和43年松前町条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、前条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165の割合を乗じて得た額に</u>、松前町職員の給与に関する条例（昭和43年松前町条例第9号）<u>第2条第1項に規定する職員</u>（以下「一般職の職員」という。）の例により<u>同条例第19条第1項に規定する基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ一定の割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、前条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に_____、松前町職員の給与に関する条例（昭和43年松前町条例第9号）<u>の適用を受ける</u>_____職員（以下「一般職の職員」という。）の例により_____一定の割合を乗じて得た額とする。<u>この場合において、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。</u></p>

第4条 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(期末手当)

第4条 特別職の職員の期末手当の額は、前条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に100分の167.5の割合を乗じて得た額に、松前町職員の給与に関する条例（昭和43年松前町条例第9号）第2条第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例により同条例第19条第1項に規定する基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた一定の割合を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第4条 特別職の職員の期末手当の額は、前条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に100分の165の割合を乗じて得た額に、松前町職員の給与に関する条例（昭和43年松前町条例第9号）第2条第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例により同条例第19条第1項に規定する基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。